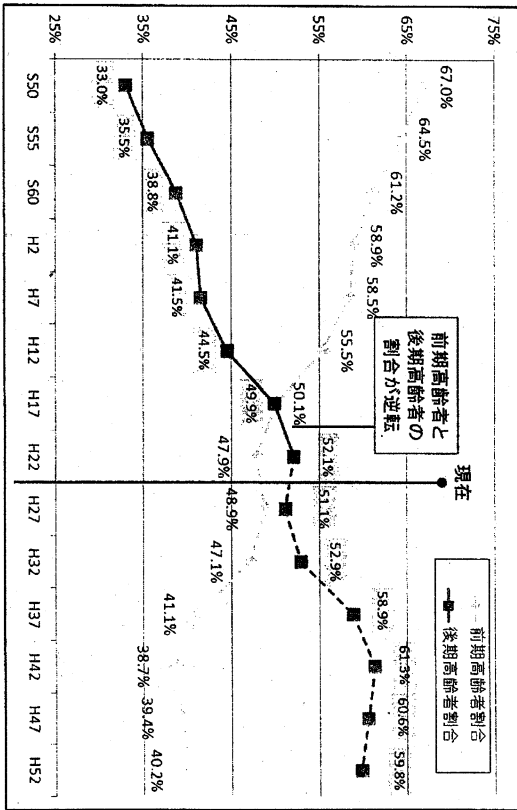


高齢者人口中の割合で見ると、図表1-2(2)②のとおり、平成17年を境に前期高齢者と後期高齢者の割合が逆転し、後期高齢者のほうが多くなっている。平成37年に急増し、平成52年まで約6割近くが後期高齢者となる見込みとなっている。年齢が上がるにつれて要介護・要支援認定率が高くなっていくため、今後も後期高齢者の増加が続くことにより、要介護・要支援認定者数も増加することが見込まれる。

図表1-2(2)② 山梨県の前期高齢者と後期高齢者の割合の推移



(資料：平成22年以前国勢調査、平成27年以降国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成25年3月推計))

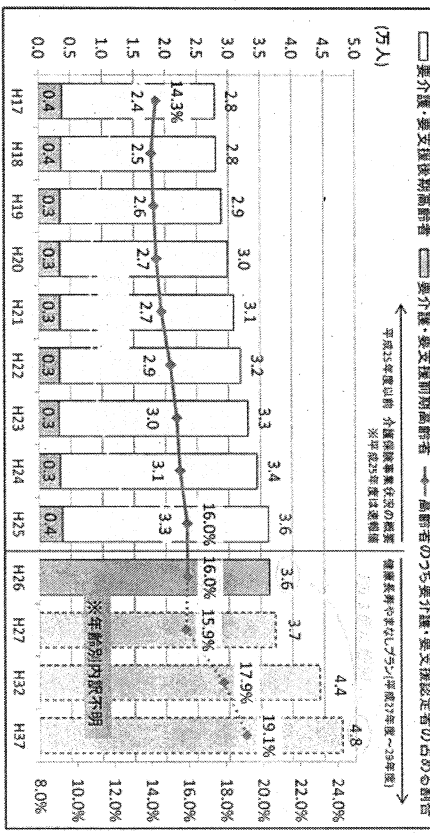
② 山梨県における要介護・要支援認定者数の推移

山梨県の高齢者のうち、介護保険サービスの必要性が認められた要介護・要支援認定者数は「介護保険事業状況の概況」によると、図表1-2(2)③のとおり増加傾向にあり、平成17年の2.8万人から平成25年の3.6万人に増加している。高齢者のうち要介護・要支援認定者の占める割合も、平成17年の14.3%から、平成25年の16.0%まで、同時に増加している。内訳をみると、前期高齢者の要介護・要支援認定者は微減となつている一方、後期高齢者の要介護・要支援認定者が平成17年の2.4万人から平成25年の3.3万人へ、約1.4倍に増加している。

「健康長寿やまなしプラン(平成27年度～平成29年度)」より、要介護・要支援認定

定者の中期的な推計をみると、平成26年の3.6万人から増加を続け、平成37年には4.8万人と、平成26年の約1.3倍に増加する見込みとなっている。高齢者のうち要介護・要支援認定者の占める割合も増加を続け、平成37年には19.1%と、高齢者の二割近くが要介護・要支援認定者となることが予測されている。

図表1-2(2)③ 山梨県の要介護・要支援認定者数(第1号被保険者)の推移



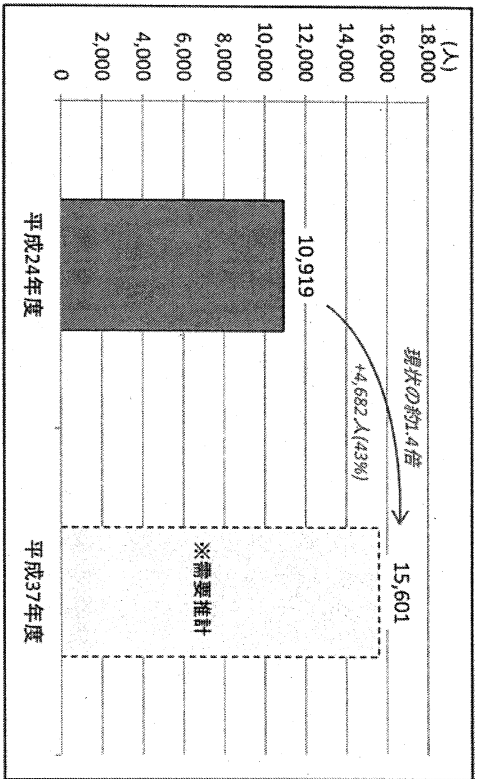
(資料：平成17～25年度 介護保険事業状況の概況、健康長寿やまなしプラン(平成27年度～平成29年度))

③ 山梨県における介護従事者の需要推計

要介護・要支援認定者数は前述したように今後急増する予測であり、さらに介護従事者となりうる生産年齢人口も減少の見込みのため、現状の対策を続けていくだけでは介護従事者の不足が深刻な問題となりうる。

健康長寿やまなしプラン(平成27年度～平成29年度)より、図表1-2(2)④のとおり介護職員の需要推計をみると、平成24年度の介護職員数は10,919人で、平成37年度にはその約1.4倍の15,601人の需要となり、平成24年度から平成37年度までの介護職員の需要の伸びは4,682人と推計される。同プランでは、施策の方向として介護人材の確保及び定着を挙げているが、確保する介護職員数の具体的な数値目標は設定されていない。

図表1-2(2) ④ 山梨県の介護職員の需要推計



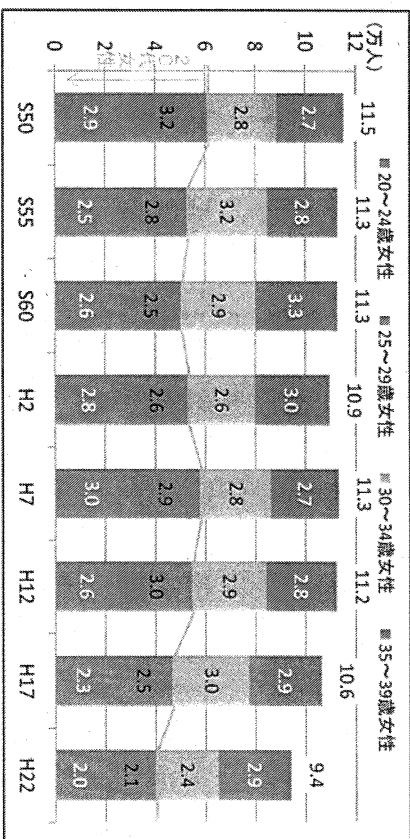
(資料：健康長寿やまなしプラン (平成27年度～平成29年度))

(3) 山梨県の少子化に関連する状況

① 20代・30代女性の推移

少子化について考えるにあたって、主に人口の再生産力になりうる存在である20代・30代の女性人口の推移についてふれる。
 国勢調査より山梨県の20代・30代女性の推移をみると、図表1-2(3) ①のとおり昭和50年から減少しており、一時的に平成7年、平成12年に回復するものの、それ以降は減少が大きくなっており、平成22年には9.4万人となる。特に年齢層が若いほど減少が早く、大きく減少しているのは20代の女性となっている。

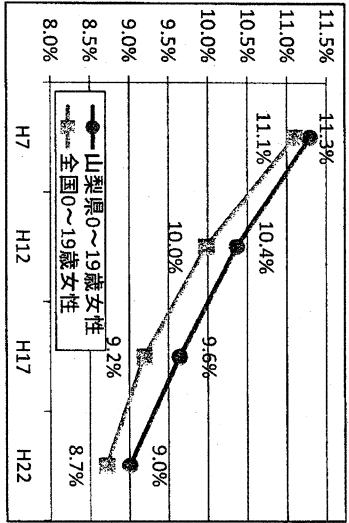
図表1-2(3) ① 山梨県の20代・30代女性の推移



(資料：平成22年以前国勢調査)

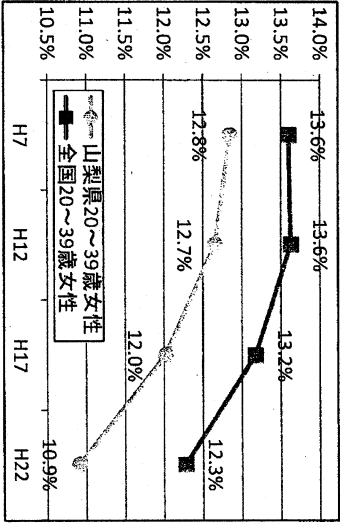
この減少について全国と山梨県と比較すると、0歳から19歳女性の総人口に占める割合は図表1-2(3) ②のとおり、全国の割合より山梨県の割合が上回っている。一方、20歳から39歳女性の総人口に占める割合をみると、図表1-2(3) ③のとおり、山梨県の割合が全国の割合を下回っている。このことにより20代・30代女性の減少の主な原因は、10代から20代にかけての段階で県外に転出していることによるものと考えられる。

図表 I-2 (3) ② 0～19歳女性割合



(資料：平成22年以前国勢調査)

図表 I-2 (3) ③ 20～39歳女性割合



(資料：平成22年以前国勢調査)

これを踏まえて、平成25年度に行われた山梨県常住人口調査より20代・30代女性の県外転出理由をみると、県外に転出した女性5,401人のうち、20代・30代は3,446人(63.8%)と過半を占めており、その中でも特に20～24歳が多い。その理由は図表I-2(3)④のとおり、20～24歳では就職による転出が53.2%を占めている。15～19歳では就学・卒業のための転出が多くみられ、20～24歳の就職の中には、大学等への就学の際に住民票を移さず、山梨県に戻らないまま、県外に就職する時に住民票を移す者も多数含まれていると考えられ、早い段階で県外に流出してしまっていると推測される。

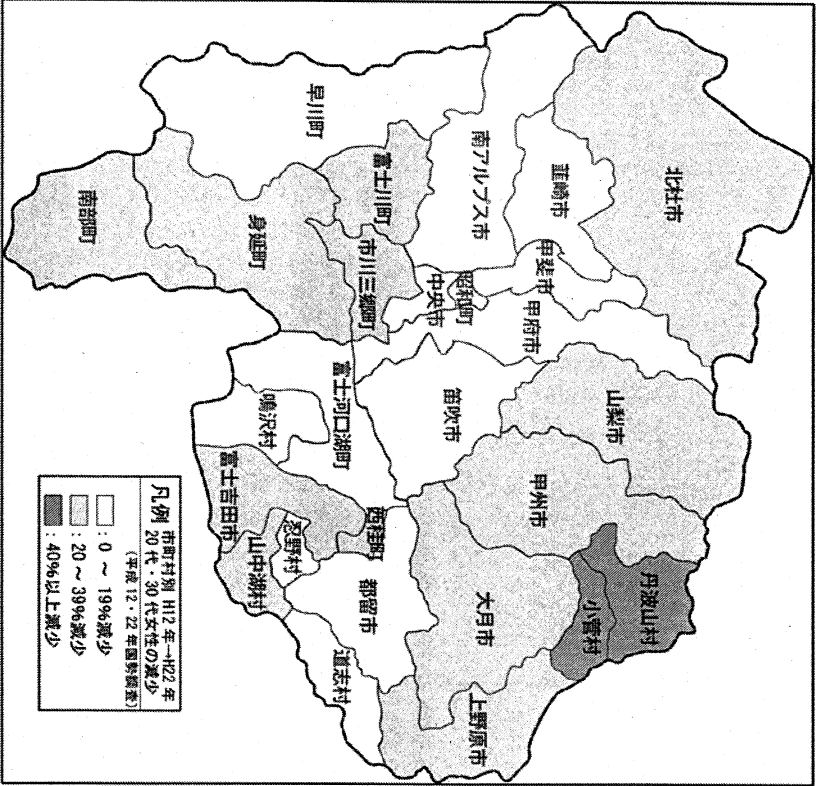
図表 I-2 (3) ④ 山梨県の20代・30代女性の県外転出理由

	就職	転業 転職	転勤	就学・ 卒業	結婚 嫁相	住宅 事情	その他	主因者 に伴う 移動	県外 転出者数
15～19歳	8.6%	3.4%	0.7%	58.8%	3.8%	4.5%	4.5%	15.8%	291
20～24歳	53.2%	8.0%	4.3%	9.5%	7.1%	8.8%	4.6%	4.4%	1450
25～29歳	8.3%	15.4%	13.7%	0.6%	29.3%	5.6%	9.3%	17.7%	953
30～34歳	3.2%	9.1%	9.8%	0.6%	25.0%	7.2%	7.2%	37.8%	651
35～39歳	2.3%	4.8%	7.9%	0.5%	18.4%	7.4%	7.4%	51.3%	392
20代・30代	25.5%	9.9%	8.4%	4.4%	17.9%	7.5%	6.7%	19.7%	3446

(資料：山梨県常住人口調査(平成25年度))

平成12年から平成22年までの10年間に於ける市町村別の20代・30代女性の減少率をみると、図表I-2(3)⑤のとおり、峡中地域などでは比較的減少率が低くなっている。さらに詳しく図表I-2(3)⑥で個別の値についてみると、山梨県全体では減少率は-16%となっているが、大月市、南部町、身延町では減少率が-30%を超えており、小菅村、丹波山村では-40%を超えている。甲州市、大月市、上野原市などは後述する過疎地域には含まれていないが、20代・30代女性の減少率が県全体の減少率を上回っているため、今後人口減少が加速する恐れがある。

図表1-2 (3) ㊦ 平成12年から平成22年の市町村別20代・30代女性の減少率



(資料：平成12年・22年国勢調査)

図表1-2 (3) ㊦ 山梨県の20代・30代若年女性の市町村別変化

	H12		H17		H22		H12→H22変化	
	若年女性 人口	総人口に 占める割合	若年女性 人口	総人口に 占める割合	若年女性 人口	総人口に 占める割合	人数変化	減少率
山梨県全体	112,374	13%	106,292	12%	94,144	11%	-18,230	-16%
甲府市	26,355	13%	25,053	13%	23,097	12%	-3,258	-12%
富士吉田市	7,113	13%	6,325	12%	5,340	11%	-1,773	-25%
都留市	5,249	15%	4,824	14%	4,306	13%	-943	-18%
山梨市	4,708	12%	4,284	11%	3,702	10%	-1,006	-21%
大月市	3,647	11%	3,143	10%	2,438	9%	-1,209	-33%
韮崎市	4,048	12%	3,971	12%	3,376	10%	-672	-17%
南アルプス市	8,967	13%	8,971	12%	8,400	12%	-567	-6%
北村市	4,773	10%	4,310	9%	3,792	8%	-981	-21%
甲斐市	10,422	15%	10,512	14%	9,352	13%	-1,070	-10%
笛吹市	9,562	13%	9,341	13%	8,010	11%	-1,552	-16%
上野原市	3,499	12%	3,074	11%	2,710	10%	-789	-23%
甲州市	4,043	11%	3,659	10%	3,113	9%	-930	-23%
中央市	4,721	15%	4,585	14%	3,987	13%	-734	-16%
市川三郷町	1,853	10%	1,732	10%	1,473	9%	-380	-21%
早川町	89	5%	76	5%	75	6%	-14	-16%
身延町	1,418	8%	1,176	7%	980	7%	-438	-31%
南都町	964	9%	856	8%	671	7%	-293	-30%
富士川町	1,992	11%	1,855	11%	1,559	10%	-433	-22%
昭和町	2,533	16%	2,497	15%	2,239	13%	-294	-12%
道志村	21	10%	207	10%	184	10%	-27	-13%
西桂町	652	13%	571	12%	485	11%	-167	-26%
忍野村	1,154	14%	1,051	12%	982	11%	-172	-15%
山中湖村	646	12%	603	11%	517	10%	-129	-20%
鳴沢村	367	13%	336	11%	298	10%	-69	-19%
富士河口湖町	3,257	14%	3,156	13%	2,985	12%	-272	-8%
小菅村	76	7%	80	8%	44	5%	-32	-42%
丹波山村	55	6%	44	6%	29	4%	-26	-47%

(資料：平成12年、17年、22年国勢調査 ※平成12、17年は合併前市町村の合計値)

㊦ 山梨県における出生数の推移

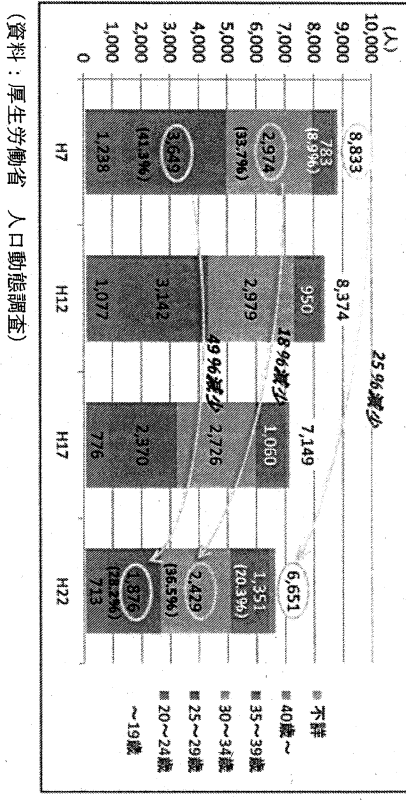
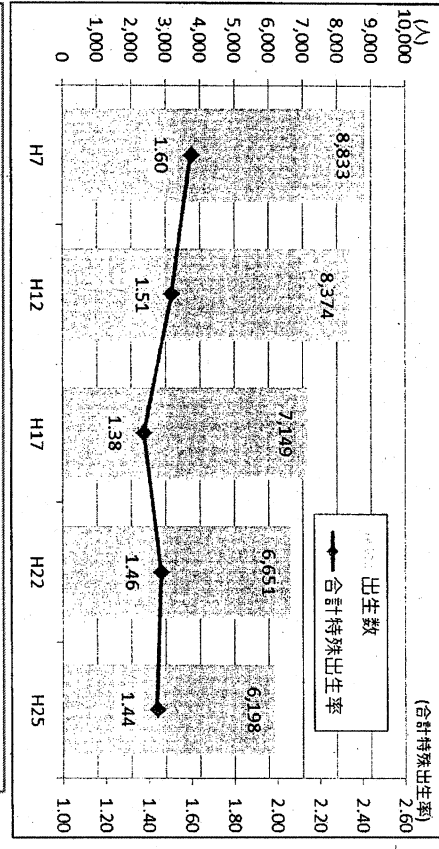
厚生労働省「人口動態調査」より山梨県の出生数についてみると、図表1-2 (3) ㊦のとおり、全体の出生数は平成7年の8,833人から平成22年の6,651人へと、15年間で25%減少している。

平成7年から平成22年までの推移について母親の年齢別にみると、25～29歳は3,649人から1,876人へ出生数がほぼ半減しており、30～34歳は2,974人から2,429人へ18%減少となっている。出生数の大部分を占める25～29歳、30～34歳の階層で減少がみられる一方、35～39歳は平成7年から平成22年までに783人から約1.7倍の1,351人になっている。

構成比で見ると、平成7年では25～29歳が41.3%と最も多い割合を占めていたのが、

平成22年では28.2%となっており、30～34歳の割合の方が大きくなり、また、35～39歳は平成7年の8.9%から平成22年は20.3%まで増加し、構成が大きく変化している。出産年齢が上がり、晩産化の傾向がみられる。
 このような20～34歳女性の出生数減少の原因としては、先述したように進学や就職で県外に流出して若年女性自体の数が減少していることや、晩産化の影響等が考えられる。

図表1-2(3) ⑦ 山梨県の合計特殊出生率と出生数(合計及び母親年齢別)



(資料：厚生労働省 人口動態調査)

③ 子育てに関する県民の意識

山梨県の出生数の低下の一因として子供を産む主な世代である20代・30代女性の県外流出を挙げたが、今度は内的要因として、子供を増やさない理由についてみていく。
 少子化対策プロジェクトチーム「少子化対策検討結果報告書」(平成26年3月)における平成24年度に行われた県内の小学6年生までの子供を持つ保護者へのアンケート調査(やまなし子育て支援プログラム後期計画中間年度における点検・評価 県民アンケート調査 平成24年度)によると、図表1-2(3)⑧のとおり欲しい子供の数を2人以上と回答している人が9割を占めている。このうち現実に欲しい子供の数になっている人の割合は図表1-2(3)⑨のとおりであり、欲しい子供の数まで持つことができていない人の割合が3分の1を占める。

図表1-2(3) ⑨ 欲しい子供の数

欲しい子供の数	割合
1人	4.9%
2人	44.4%
3人	40.2%
4人	6.2%
5人以上	1.8%
知らない	0.3%
無回答	2.2%

(資料：平成24年度児童家庭課調査(少子化対策検討結果報告書 平成26年3月))

図表1-2(3) ⑩ 現実に欲しい子供の数になっている人の割合

回答	割合
いる	60.7%
いない	33.8%
無回答	5.5%

(資料：平成24年度児童家庭課調査(少子化対策検討結果報告書 平成26年3月))

欲しい子供の数まで増やさない理由としては、図表1-2(3)⑩のとおり、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が60.4%で最も多く、子育て等にかかる経済的負担が理由として大きいことがわかる。次いで「高年齢での出産や子育てに不安があるから」が29.2%を占めており、晩産化に伴う晩産化の影響もあると考えられる。また、「仕事に差し支えるから」が25.5%、「働きながら子育てできる職場環境がないから」が23.2%と、仕事の面での影響も大きいことがうかがえる。

図表1-2(3) ㉑ 欲しい子供の数まで増やさない理由

子育てや教育にお金がかかりすぎるから	高年齢での出産や子育てによる不安があるから	仕事に差支えるから(業務多忙、離職等の不安)	働きながら子育てができる環境がないから	欲しいけれど授乳からではないから	出産・子育ての心体的、肉体的な負担に耐えられないから	保育サービスが整っていないから	配偶者が望まないから
60.4%	29.2%	25.5%	23.2%	21.7%	16.0%	14.0%	10.5%

(資料：平成24年度児童家庭課調査(少子化対策検討結果報告書 平成26年3月))

子供を増やす障害として挙げられている子育て等にかかる経済的負担や、仕事と子育ての両立への不安に関連して、同調査による保護者の就労状況をみると、図表1-2(4) ㉒のとおり父親は96.2%とほぼ就労しており、その中でも正社員が最も多く76.0%を占める。一方母親は、67.0%が就労しており、就労形態は様々になっている。

図表1-2(3) ㉒ 保護者の就労状況

	就労				
	正社員	自営業	派遣・契約・パート タイム等	以前就 業、現在 未就労	就労経験 なし
父親	76.0%	17.2%	3.0%	0.8%	0.0%
母親	21.7%	7.4%	37.9%	27.7%	4.0%
	67.0%				

※就学児童の保護者、小学生の保護者の計

(資料：平成24年度児童家庭課調査(少子化対策検討結果報告書 平成26年3月))

母親の就業状況について注目してみると図表1-2(3) ㉒のとおり、出産直後(出産前後それぞれ1年以内)に離職している母親が46.1%と多くの割合を占めており、どのような状況であれば就労を継続したかについて図表1-2(3) ㉓をみると、「いざいざにして辞めていた」が最も多いが、「保育サービスが利用できる環境と職場の働き続けやすい環境がある」が25.5%、「職場における働きやすい環境がある」が24.4%と、環境が整っていれば就労を続けていた可能性のある母親が約半数を占めている。

図表1-2(3) ㉓ 出産直後の母親の離職状況

出産直後の離職状況	就労継続した	働いていなかった	無回答
	46.1%	27.0%	24.1%

図表1-2(3) ㉔ 就労継続するための状況

就労継続するための状況	職場における働き続けやすい環境がある	保育サービスが利用できる環境と職場の働き続けやすい環境の両方がある	いざいざにしても辞めていた	無回答
	24.4%	25.5%	32.3%	17.8%

(資料：平成24年度児童家庭課調査(少子化対策検討結果報告書 平成26年3月))

(4) 山梨県の施策展開

① 高齢者福祉に関する山梨県の取り組み

ア. 「健康長寿やまなしプラン」(平成24年度～平成26年度)に基づく施策展開

本計画は、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体のものとして作成した計画で、高齢者に対する保健福祉サービスに係る施策の方向性を明らかにしたものである。

高齢者福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営等については、住民に最も身近な基礎自治体であり、また、介護保険の保険者でもある市町村が主体となっており、それぞれの地域の実情に即して取り組むこととされている。このことを踏まえ、本計画において、県は、市町村に共通する広域的な課題に対処するとともに、市町村の老人福祉計画及び介護保険事業計画の円滑な実施を支援することを目的としている。

山梨県の高齢者福祉施策

- ・ 基本理念:「暮らしやすさ日本一の県づくり」
- ・ 基本目標:「生涯あしん地域サービス」～誰もが健康に安心して暮らせるやまなしを実現～
- ・ 政策:安心して暮らせる地域福祉の推進 (第二期チャレンジ山梨行動計画より)

具体的な高齢者福祉施策の方向

I 高齢者の健康づくり、生きがいづくり	高齢者がいつまでも元気で生きがいを持って地域社会で活動できるよう、市町村の介護予防事業や健康づくり、生きがいづくりを推進する老人クラブ、県社会福祉協議会等の取り組みを支援するとともに、地域ヘルパーボランティアの体制づくりに取り組む。
II 認知症高齢者への支援	認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、認知症に対する理解の普及や介護技術の向上を支援するとともに、医療や介護の連携強化など地域における総合的な支援体制づくりを促進。
III 地域包括ケアシステムの構築	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、医療、介護、予防や多様な生活支援サービス等が包括的、継続的に提供できる体制づくりに取り組む。
IV 高齢者福祉施設の整備	居宅において生活することが困難な高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を営めるよう、高齢者の多様なニーズに対応する高齢者福祉施設の計画的な整備を促進。
V 介護サービスの実質的確保及び向上	介護サービスの実質的な確保と質の向上を図られるよう、介護職員の確保、処遇改善に向けた取り組みや、介護従事者を対象とした研修の実施、事業者に対する指導監督等を行うとともに、介護サービスの評価や情報の公表等によりサービスの質の向上を推進。
VI 高齢者の尊厳の保持と安全の確保	高齢者の尊厳が保持されるよう、虐待の防止、身体拘束の解消や権利擁護の取り組みを促進するとともに、災害時等の安全が確保されるよう、防災対策に取り組む。
Ⅶ 介護給付等対象サービスの量の見込	低所得者の方の介護サービス利用料の軽減のための事業について、費用の補助、財政安定化基金の取り崩し。

(資料:健康長寿やまなしプラン平成24年度～平成26年度)

上記の通り、医療や介護を中心とまとめられており、高齢者やその関係者の視点に立ち、きめ細かい充実した施策を幅広く、かつ、バランスよく展開していると考えられる。

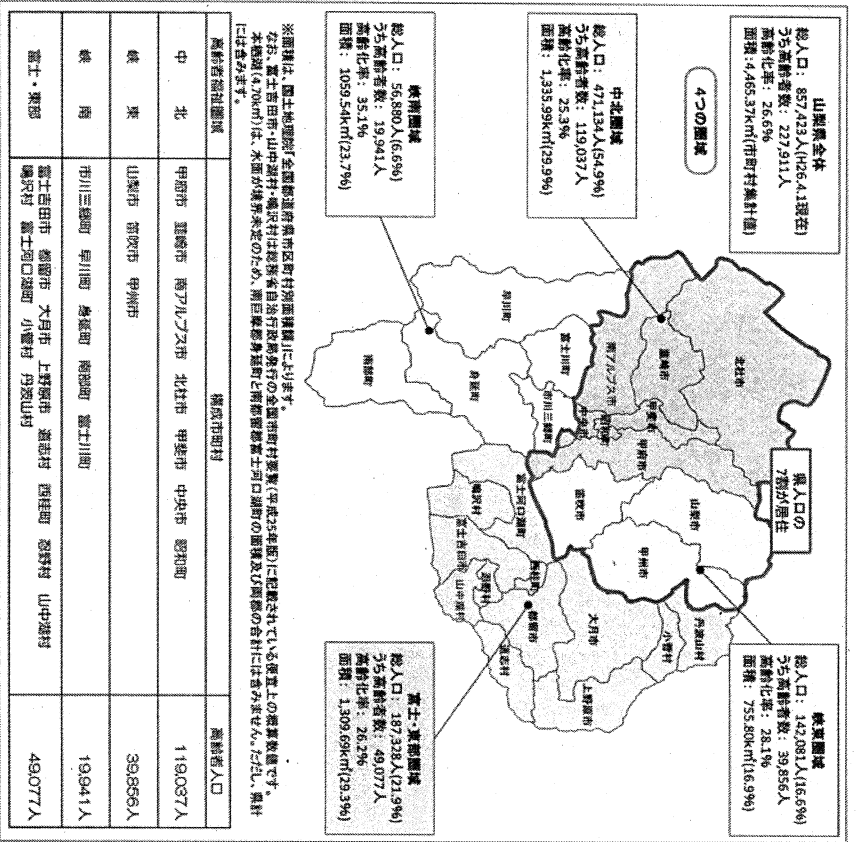
る。
 今後は、社会の高齢化のさらなる進行に備え、シニア人材の活用等、元気な高齢者の力を有効活用して社会の活力を維持するための取り組みもより一層推進していく必要がある。

イ. 高齢者福祉圏域の設定

山梨県では、図表1-2(4)①のとおり、関係機関が連携して総合的な保健・医療・福祉サービスを提供するとともに、県が市町村の在宅・施設サービスの基盤づくりを支援していくための基盤となる高齢者保健福祉圏域を設定している。

中北圏域には、県の人口の過半が集中しており、高齢化率が25.3%と最も低い。峡南圏域は県の人口の6.7%と最も少ない圏域となっており、高齢化率が35.1%と最も高い圏域となっている。また、中北、峡東圏域で県全体面積の46.8%を占め、人口の71.5%を占めている。

図表 I-2 (4) ① 高齢者保健福祉圏域



(資料：人口⇒平成 26 年度高齢者福祉基礎調査、面積⇒やまなし県のあらし 2014、健康長寿やまなしプラン (平成 27 年度～平成 29 年度))

② 少子化対策に関する山梨県の取り組み

ア. 「やまなし子育て支援プラン」(平成 22 年度～平成 26 年度) に基づく施策展開

平成 17 年 2 月に「やまなし子育て支援プラン」を策定し、子育て支援施策を計画的に推進してきたが、依然として出生児数が減少するとともに、合計特殊出生率も横這いの状況となっており、少子化が食い止められない状況となっている。そのため、「やまなし子育て支援プラン」について見直しを行い、社会全体で子どもや子育て家庭を支援するため、「やまなし子育て支援プラン後期計画」を策定した。

この計画は、同前期計画で予定通りに進捗しなかった事業について、その背景を分析し、改めて必要性を考察するとともに、子育てに関する新しいアクション調査結果、有識者意見、国の示す課題などを考慮して策定されている。基本的な視点として、「①子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進」、「②山梨ならではの子育ての推進」、「③社会的養護や心の問題を抱える子どもたちへの支援」、「④多様な主体の参画、協働の推進」を定め、3つの重点プロジェクト(「みんなで明るく0歳から3歳子育て推進プロジェクト」、「届け!安心子育て情報発信プロジェクト」、「すべての児童への支援推進プロジェクト」)を設定し、これに基づいて子育て支援に関する具体的な施策を体系的に進めている。

やまなし子育て・少子化対策

1. 地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、放課後児童クラブ等の整備促進 ・子育て相談の実施、子育て支援情報の提供 ・経済的負担の軽減(高校授業無償化、乳幼児医療費助成等)など
2. 保育サービスへの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育、休日保育の実施、認可外保育施設への支援 ・評価制度や研修会等による保育の質の向上 など
3. 親と子の健康確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ・母子の健康管理、思春期における健康づくり ・周産期医療・小児医療の充実、不妊治療への支援 など
4. 子どもたちを取り巻く教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の育成と自立支援(インターンシップ、キャリア教育等) ・学力向上、心の教育、スポーツ・健康教育の充実 など
5. 仕事と子育てを両立するための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングバランズの推進(県民、企業への啓発) ・男性の子育ての促進 など
6. 支援を必要とする子どもたちへのきめ細やかな取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の予防、早期発見、保護 ・障害児等への支援 など
7. 子育てを安全・安心にできる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のバリアフリー化の促進 など ・安心・安全なまちづくりの推進 など

(資料：やまなし子育て支援プラン後期計画(平成22年度～平成26年度))

基本的には既に子供を持つ人への支援が中心の内容となっており、山梨県の少子化の原因である20代・30代女性の流出等の根本的な問題が解決されていないため、少子化に歯止めをかけられていない状況にある。

イ. 「少子化対策プロジェクトチーム」による新たな取り組み

山梨県では、これまで少子化について、「やまなし子育て支援プラン後期計画」を中心に取り組んできていたが、少子化対策を効果的に進めるため、幅広く検討を行い関係部局を横断する少子化対策プロジェクトチームを編成し、もう一段の取り組みを進めることとした。なお、「やまなし子育て支援プラン後期計画」との関係では、同計画における施策を拡充する、及び施策分野を拡大した上で新規施策を実施する等のイメージになる。

少子化対策プロジェクトチームは、発足以来、有識者・企業に対するヒアリング、オプザーバー(やまなし女性の知恵委員会、市町村・山梨総合研究所)との意見交換などを踏まえ、少子化対策の検討を行ってきた。プロジェクトチームにおける検討の成果として、平成26年度当初予算に関連予算を計上し、当年度から各種施策を実施している。少子化対策にはこれぞという特効薬はなく、様々な分野で施策を実施し、総合的な対策とすることが肝要であり、個々の施策案の必要性、効果なども少子化対策全体の中で判断する必要がある、というのがチームの結論となっている。

少子化対策プロジェクト

○ ライフステージごとに少子化の課題を抽出し、具体的な施策を検討

○ 中長期的な課題や、国の動向を注視していく必要があるものは今後の検討課題

課題	若者の県外転出	若者の県内定着	未婚化・晩婚化の進行	将来的不安等による産控え	働きながら子育てできる職場環境の不備
①若者の就業環境の整備が必要 ②本県の魅力の情報発信・PRが必要 ③中高生時代からの県内定着に向けた教育が必要	①若者の就業環境の整備が必要 ②本県の魅力の情報発信・PRが必要 ③中高生時代からの県内定着に向けた教育が必要	①若者の出会いの機会が少ない ②若者の経済的不安の解消が必要(就業環境の充実、子育てと仕事の両立が必要) ③若者自体への変化への対応が必要	①男性の意識改革が必要(男性の家事・育児参加促進) ②産後の母親への支援が不十分	<子育て支援> ①働く女性がより一層子育てをしやすくなるよう、保育・学童サービスの充実が必要 ②子供の急病に対応した初期救急医療の充実が必要	<両立支援、男性の意識・働き方改革> ①働きやすい母親の再就職支援が必要 ②企業への意識改革、両立しやすい職場づくりへの取組促進
①若者の就業環境の整備 ②本県の魅力の情報発信 ③県内定着に向けたキャリア教育の推進	①若者の就業環境の整備 ②本県の魅力の情報発信 ③県内定着に向けたキャリア教育の推進	①若者の出会いの機会を提供 若者の経済的不安の解消 ・就業環境の充実 ・子育てと仕事の両立 若者のコミュニケーション能力等の向上支援	①男性の意識改革 ②産後の母親への支援	①保育・学童サービスの充実 ②初期救急医療の充実	①働きやすい母親の再就職支援 ②男性の意識改革 ③企業への意識改革、両立しやすい職場環境づくりへの取組促進

(資料：少子化対策検討結果報告書(平成26年3月))

③ 人口減少に関する山梨県の取り組み

ア. 人口減少対策戦略本部による新たな取り組み

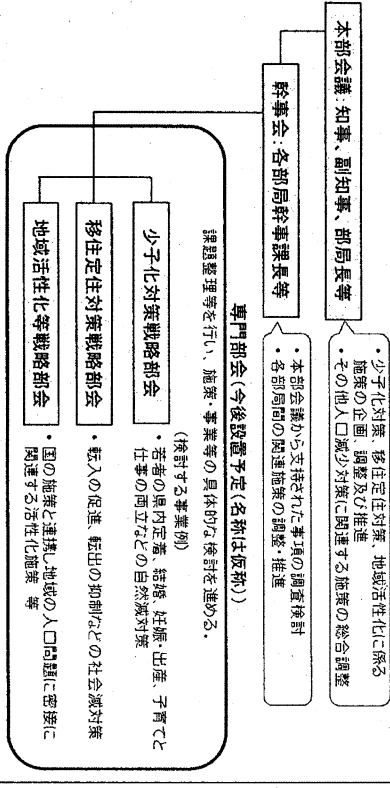
平成 26 年 5 月に発表された日本創成会議・人口減少問題検討分科会の提言「ストッ
プ少子化・地方元気戦略」を契機に、人口減少対策への国民の関心が高まりを見せる中、
同年 7 月には全国知事会において「少子化非常事態宣言」が採択された。また、同年 9
月には、まち・ひと・しごと創生本部の設置が閣議決定され、さらに、同年 12 月には、
日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひ
と・しごと創生長期ビジョン」及びその実現のために今後 5 か年の目標や施策や基本的
な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がとりまとめられ、閣議決定さ
れるなど、少子化による人口急減や超高齢化という大きなリスクを克服する取り組みが
政府主導で始まっている。

こうした国の動きを受けて、山梨県においても、人口減少に関する施策を全庁的かつ
戦略的に推進するため、平成 26 年 8 月に山梨県人口減少対策戦略本部及び専門部会が
設置された。現在までのところ、主に、国の動き等に関する情報収集、市町村・県内関
係機関との連携強化などの取り組みが行われている。

山梨県の人口減少対策に係る取り組み

(推進体制)

山梨県人口減少対策戦略本部(平成26.8.12設置)



(今後の主な取り組み)

- まち・ひと・しごと創生本部、各省庁、全国知事会等からの情報収集
- 市町村、県内関係機関等との情報共有、連携強化
- 専門部会の設置

(これまでの本県の取り組み)

- 平成24年度 定住人口確保対策PTを設置
- 平成25年度 定住人口確保対策調整会議を設置
- 平成26年度 少子化対策PTを設置
- 6月1日、東京有楽町に「やまなし暮らし支援センター」を設置
- 少子化対策関係事業、移住定住対策関係事業の実施
- 8月12日、山梨県人口減少対策戦略本部を設置

(資料: 山梨県人口減少対策戦略本部設置要綱、山梨県人口減少対策戦略本部 第 1 回本部会議資料(人口減少対策に係る取り組み等))

3. 他の自治体の取り組み事例

ここでは、他の地方自治体等における高齢者福祉、少子化対策に対する取り組みについて、その成功事例と思われるものを個々に紹介する。

しかし、高齢者福祉、少子化対策の実効性を上げるためには、個々の施策を部局単位ごとに個別に実施すれば足りるものではなく、山梨県が組織横断的なプロジェクト等において、県の関連部局が一体となって対策を検討し、国や市町村など他との連携も図りながら総合的に推進していくことが肝要であることに留意する必要がある。そのため、ここでは、県の施策紹介にとどまらず、県と市町村の連携が図られている市町村の施策についても紹介していく。

(1) 高齢者福祉に関する取り組み事例

① 秋田県

<県の現状>

総務省発表の人口動態調査（平成 26 年 1 月 1 日時点）によると、秋田県の年少人口の構成比率は 10.79%と全国で最も少なく、生産年齢人口も 58.06%と全国 4 番目に少ない。一方、老年人口（65 歳以上の人口。以下同じ）の構成比率は 31.15%と全国で最も多く、少子高齢化の深刻化が全国でも際立っている。

<県の施策>

秋田県では高齢者の生活を援助する施策を充実させている。秋田県の平成 26 年度重点施策推進方針によると、高齢化の生活問題にきめ細かく対応する「秋田型地域支援システム」の構築に重点的に取り組むとしている。これは、県内でも特に高齢化率が高く、豪雪地帯でもある藤里町をモデル地域にして、人口減・高齢化に対応した地域の支え合い体制を構築するものである。具体的には、除排雪作業や通院・買い物のためのデマンド交通のあり方、地域コミュニティの維持方法などを検討している。

<代表的な市町村施策：藤里町>

国土交通省国土政策局地方振興課「新たな地域除排雪の取り組み事例」によると、藤里町は人口約 3,600 人、高齢化率が 4 割を超え、集落単位で見ると高齢化率が 80%を超える地区もあり、コミュニティを存続していくことが難しい地区も多くなっている。

将来的には、隣近所等の支え合いの崩壊の可能性も否定できない地域状況にある。そこで以下のような除雪支援体制を整備している。

➤ まちぐるみの除雪支援体制

雪処理の問題は一人暮らし高齢者等の一部弱者に限定した問題ではない状況にある。町内各種団体の有機的連携等、雪処理の問題を町全体の課題として捉え、個別対応に留まらないまちづくりの支援体制づくりが必要になっている。

そこで藤里町では、自治会、福祉員、建設技能組合、シルバーバンク会員、行政職員等による「除雪支援体制づくり検討会議」が開催され、地域課題について話し合いが行われている。また、町内の引きこもり者（ごみとパンク会員）や大学生ボランティア（法政大学ボランティアサークル）等が参加した「北部地区一斉除排雪」作業を試行的に実施した。

また、上記以外にも高齢者の生活しやすい環境づくりのための施策が実行されている。藤里町 HP を参考に、主な活動を紹介する。

➤ 高齢者に対するバス料金無料制度

満 70 歳以上の藤里町住民に対し、役場窓口での申請に応じて地元バスの無料乗車券を交付している。

➤ 「ストツプ！ザ 高齢者交通事故」のチラシ作成

秋田県は、9 年連続で交通事故死者の過半数を高齢者が占め、高齢死者のうち道路横断中など歩行中に亡くなった方が 2 年連続して半数を超えている。この状況を打開するため、秋田県では「ストツプ！ザ 高齢者交通事故」のチラシを作成し、注意喚起を行っている。

② 岩手県

<県の現状>

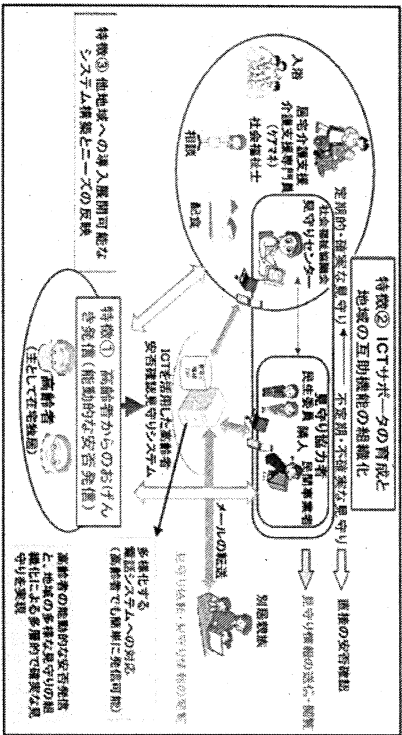
総務省発表の人口動態調査（平成 26 年 1 月 1 日時点）によると、岩手県の年少人口

の構成比率は12.19%と全国で7番目に少なく、生産年齢人口も59.34%と全国12番目に少ない。一方、老年人口は28.47%と全国で10番目に多く、少子高齢化が進んでいる県と言える。

＜県の施策＞

岩手県では「ICTを活用した高齢者安否確認見守りシステム整備事業」として、ICT（Information and Communication Technology＝情報通信技術）を活用した高齢者等の安否確認システムの構築やシステムの普及とともに、地域における高齢者等の見守りを行うサポーターを養成し、地域の状況に応じた多様な見守り体制の整備を図ることで、高齢者等が住みなれた地域で安心して生活できる環境の構築を目指している。

図表 1-3 (1) ICTを活用した安否確認の仕組み



(出典：総務省HPより抜粋)

山梨県における高齢者福祉については、平成18年度～平成20年度の「健康長寿やまなほプラン」において「地域包括ケアシステム」として掲げられており、地域住民・NPO・ボランティア等が高齢者の生活を見守る体制を構築する必要性が取り上げられていた。現在は各市町村において民生委員を中心とした高齢者見守り体制が構築されているが、岩手県の事例のようなICTの活用により実効性を高める余地があると考えられる。

また、高齢者の生活しやすい環境づくりにおいては、市町村レベルでも甲府市の「運転免許証返納高齢者支援事業」のような対応がされているが、県の役割として、施策・事業の優秀事例を県内の市町村に情報提供・奨励する等の取り組みにより展開を図って

いくことも期待される。

③ 高齢者が活躍する場を拡大するための施策の紹介

「高齢者が活躍できる場を拡大するための自治体支援に関する調査研究」（一般財団法人地方自治研究機構、平成26年3月）では、高齢者が地域社会の担い手として活躍するための近年の施策を紹介している。山梨県では、60歳以上の有業率が高く、高齢者が活躍する場の確保が一定程度図られていると言えるが、今後さらに、高齢者が積極的に社会と関わりを持ち、社会貢献につなげていくために、以下、同調査研究で公表された他県の施策事例を紹介する。

➤ 高齢者生きがいワークショップ創出支援事業（奈良県）

地域が抱える課題を解決するために、高齢者がその知識や経験を活かし身近な仲間と事業を起こしたり、起業を目的とした仲間づくり活動を実施することに対して必要な経費を県が補助する。また、事業化を考えている人を対象に相談会を開催している。（平成25年度からスタート）

- ・対象団体：原則5人以上で60歳以上が過半数のグループ（非営利組織）
- ・対象経費：事業を立ち上げるために必要な経費
- ・助成金額：100万円/グループ（10/10以内）を上限に年間2事業を採択予定

➤ シニアパワー元気はつらつ宮崎づくり推進事業（提案公募型事業）（宮崎県）

高齢者の新たな社会参加に取り組むNPO等を広く公募し、協働・連携していることにより、新たな社会参加モデルを構築し、高齢者の社会参加活動の推進を図る。

- ・対象団体：県内の非営利法人又は任意団体
- ・委託経費：50万円/事業を上限として4団体程度を採択
- ・委託対象事業：高齢者が主体となって実施し公益性の高いもの
- （例）シニアによる観光案内事業や健康づくり講座等）

➤ 仙人講座（山形県）

シニアの社会参画の意識高揚を図るため、平成22年6月に県の補助事業により開講し、毎年7回シリーズで実施。

- ・受講対象：概ね55歳以上の人で7回通して受講できる人

- ・受講料： 7,000円(7回分)で定員300名
- ・受講期間： 平成25年度は6月～12月の毎月1回
- ・受講内容： タレントや文化人、学識経験者による講演会(「交遊仙人、自足仙人、一芸仙人、健康仙人、好奇仙人、発想仙人」などをテーマにした講演)

▶ 熊本さわやか知恵袋制度(熊本県)

- 高齢者が培われてきた知識や技術、趣味などを登録し、ニーズのある依頼者に紹介、日程調整等を財団が行っている。(登録者数は個人233名・グループ19団体；平成25年2月1日現在)
- ・登録方法： 60歳以上の熊本さわやか大学校(同財団が県の補助を受けて運営)卒業生、知恵袋講座(同財団が実施している講座)受講生などの個人やグループ
- ・利用対象： 町内会や公民館、小学校、病院等の団体、企業や5人以上のグループ、会合、研修会など。利用は無料であるが、交通費等の実費が必要な場合がある。

(2) 少子化対策に関する取り組み事例

① 福井県

<県の現状>

福井県は、眼鏡産業、繊維産業の地場産業を有しており、下記表の通り、人口千人当たりの事業所の数が多い。

図表1-3 (2) ① 人口千人当たり事業所数

順位	都道府県	人口千人当たり事業所数	事業所数
1	全国	42.7	5,453,635
2	福井県	53.3	42,815
3	石川県	52.9	61,710
3	山梨県	51.4	44,084

(出典：福井県HP「平成24年経済センサスー活動調査 福井県分集計結果」より抜粋)

福井県の主な指標は下記の通りである。(出典：平成24年就業構造基本調査(総務省)、平成22年国勢調査(総務省)、平成21年全国消費実態調査)

- ▶ 女性の有業率(平成24年)：53.0%(全国第1位)
- ▶ 共働き率(平成24年)：58.8%(全国第1位)
- ▶ 三世帯世帯割合(平成22年)：17.6%(全国2位)
- ▶ 1世帯あたり年間収入(平成21年)：8,143千円(全国2位)

上記の通り、福井県は、三世帯世帯の割合も高く、共働きであっても子育てがしやすい、また、世帯人員が多いことで、貯蓄も多い傾向が見られる。

『全47都道府県幸福度ランキング2014年版』(寺島実郎監修 一般財団法人日本総合研究所編 東洋経済新報社)(1月26日発行)において、福井県は幸福度ランキングの総合1位と評価されており、子育て、教育、雇用環境など、多くの面で高い評価を得ている。

<県の施策>

福井県の子ども・子育て支援の4つの重点プロジェクトを紹介する。(福井県HPより抜粋)

(あ) 「福福出合い応援」プロジェクト

企業の協力を得て出合いの場を提供するとともに、地域での縁結び活動を活発化し、結婚応援を充実します。

(い) 「子育てしやすい働き方応援」プロジェクト

本県は、共働き率や女性の就業率が全国一高いことから、企業経営者と従業員が両立支援宣言を行い、企業経営者の理解のもと、従業員が短時間勤務や育児休業等を利用しやすい職場環境を整備し、子どもの年齢や家族構成に応じて、子育て中の従業員の仕事と子育ての両立を応援します。

(う) 「子育て大好きお父さん応援」プロジェクト

子育ては、父親と母親が共同して行うことが理想ですが、実情は、母親にその役割が偏りがちなことから、子育てを楽しむ父親を増やし、子どもは夫婦が協力して育てるという意識を形成します。

(え) 「元気で力強い子どもの育ち応援」プロジェクト

子どもが元気で力強く育つために、子ども医療費の助成や放課後子どもクラブを拡充するとともに、地域住民が子どもや子育てに関心を持ち、地域全体で子育て家庭を応援する環境を作ります。

次に、福井県が行う主な施策を紹介する。(福井県 HP より抜粋)

➤ ふくい3人っ子応援プロジェクトの実施

3人目以降の子どもが3歳に達するまでの保育料や病児デイケア、一時預かりの利用料を原則無料化する。

➤ ゆとりある働き方と子育ての実現

- 子どもが1歳になるまで育児休業を取得した場合に、企業へ奨励金を支給するとともに、育児短時間勤務利用者の保育短縮に対する保育料負担を軽減することで、家庭での子育てを後押しし、子育てと仕事の両立を支援する。
- 育児短時間勤務から次の子を出産し、子どもが1歳になるまで育児休業を取得した場合、フルタイム勤務時の育児休業給付金との差額相当分を支給する制度を開始する。

➤ ワーク・フリースト運動の展開

企業との共働により、店舗における優先レジや公共交通機関での優先席などの設定や子どもが3人以上いる子育て家庭に対する割引サービスの実施など、子育て家庭を優先、応援する実践を広げる。

➤ 父親子育て応援企業登録

配偶者の出産や学校行事に合わせた休暇取得の促進、ノー残業デーの実施など、父親の子育てを応援する企業を登録。登録企業には県の制度融資を利用する場合の保証料を全額補給する。

<代表的な市町村施策：鯖江市>

福井県のなかでも、唯一人口が増加して、人口流出が一定程度抑えられている、鯖江市では、平成22年度から平成26年度の5年間で計画期間とする、第5次鯖江市総合計画を策定している。その中でも、重点施策の一つに「人の増えるまち」づくりを掲げており、具体的な内容は下記のとおりである。

(第5次鯖江市総合計画より抜粋)

<安心して産み育てられる子育て環境の充実>

(1) 安心・安全

治山・治水対策の着実な推進や防犯・防災体制の充実を図ることにより、災害に強く市民が安心して生活できるまちづくりを進めます。

(2) 子育て

次世代育成支援行動計画の実施を通じて、子育ての喜びが実感できる支援の充実を図り、安心して子育てのできる環境づくりを進めます。また、出産に関しては、妊婦健診の経済的負担の軽減など産前・産後を通じての支援や、不妊で悩む方への特定不妊治療費に助成するなど、元気に安心して出産を迎えられるような環境づくりを進めます。

さらに、未婚や晩婚の解消に向けて、若者の出会い・交流の場づくりによる縁結びなど、素敵な出会いができる環境づくりを進めます。

(3) 学校・地域・家庭教育

食について自らが考える習慣を身に付け、地域で生産したものは地域で消費する精神や自然の恵みに感謝の心を育む食育を基盤に、知育・徳育・体育のバランスのとれた心身ともに健全な子どもたちの育成を図る

とともに、地域産業の知識や理解を深める産業教育に取り組みます。併せて、全ての市民が生きがいを持って暮らせるように、いつでも、どこでも、誰もが、生涯を通して学べる機会や文化に親しむことができる環境を充実します。また、地域の人の絆によって人を育む地域力や、社会の最も基本となる家庭での教育力の向上を促進します。

次に、鯖江市が行う主な施策を紹介する。(鯖江市 HP より抜粋)

- ▶ こんにちは赤ちゃん事業

母子が社会から孤立することを防ぎ、乳児の安全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞くとともに、母子の心身の状況や養育環境等を把握し、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供する。

- ▶ 地域で育む子育て支援ネットワーク事業

地区ぐるみの子育て支援環境づくりのため、地区ごとに「地区子育てネットワーク委員会」を設置し、地域の実情に合わせた子育て支援ネットワークを構築する。

- ▶ 地域子育て支援センター事業

地域全体での子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭、子育てサークルの支援活動の企画、指導、地域の保育資源の情報提供等を行う。

② 石川県
 <県の現状>

石川県は、機械産業、繊維産業がさかんである。特に、機械産業は、ブルドーザー、パワーシヤベル等の建設機械や織機・紡機等の繊維機械を主とした、プレス、メッキ、鍛造系の関連企業が集積が高い。図表1-3(2)①で記載した通り、石川県も人口千人当たりの事業所の数が多い。
 石川県の主な指標は下記の通りである。(出典：平成24年就業構造基本調査(総務

省))

- ▶ 女性の有業率(平成24年)：52.20%(全国第2位)
- ▶ 共働き率(平成24年)：55.0%(全国第3位)

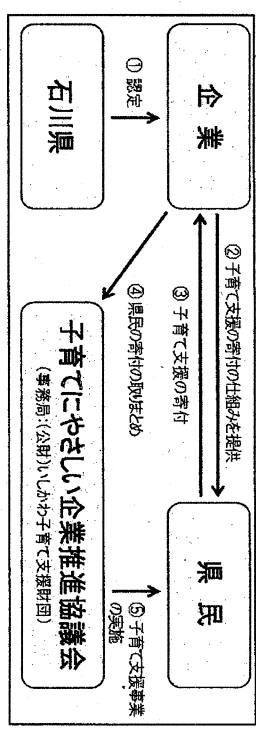
上記の通り、石川県は、製造業を中心とした雇用が多く、女性が結婚後も仕事を続けやすい傾向がある。また、共働き家庭が多く、保育所を最も利用している地域であり、保育所の整備率も全国トップクラスの保育環境にある。前述の福井県との共通点は、いずれも里地里山など自然も豊かであり、老舗や特色あるものづくり企業が多く、県民生活の質が高いことである。

<県の施策>
 石川県が行う主な施策を紹介する。(石川県 HP より抜粋)

- ▶ エンゼル・サポート事業(県民参加型ふるさとしいしかわ子育て応援事業)

県民に日頃の生活の中で気軽に子育て支援に参加してもらうために、子育てを応援する企業の理解と協力により、子どもを生み、育みやすい環境づくりを進める。

図表1-3(2)② エンゼル・サポート事業の仕組み



(出典：石川県 HP より抜粋)

- ▶ 地域の企業等による子どもの社会体験促進事業

地元のお店街や企業等が自らの資源やノウハウを活用した子どもが社会や職場での行動を疑似体験できるイベントの開催を促進する。

▶ 保育園登録事業

保育所等を身近な子育て支援の拠点と位置付け、妊娠時から近隣の保育園に登録し、育児体験や保育士による相談、一時保育の利用などを通じて、育児不安の解消を図る。

<代表的な市町村施策：川北町>

石川県のなかでも、積極的な企業誘致により、農・工・商のバランスのとれた町づくりを進め、安定した財政を基盤に福祉や子育ての充実を図っている、川北町の主な施策を紹介する。(川北町 HP より抜粋)

▶ 乳幼児・児童・生徒等医療費の助成

川北町に住んでいる0歳～18歳に達する年度末(3月31日)までの国民健康保険または社会保険に加入している子どもを助成対象として、保険適用分の医療費の一部負担金相当額を助成する。

▶ 保育料の一律化

川北町では、所得に関係なく保育料を一律化している。

(保育料月額)

0歳児	20,000円
1・2歳児	16,000円
3歳以上児	14,000円

※中学校修了前(15歳以下)の児童が3人以上の世帯において、第3子以降の児童が入所した場合は、保育料が無料となる。

なお、山梨県は、女性の有業率 50.4% (全国第 9 位)、共働き率 52.5% (全国第 10 位)、人口千人当たり事業所数 51.4 (全国第 3 位) (いずれも平成 24 年) となっており、全国的に見て、女性が結婚後も仕事を継続しやすい傾向にある。現在、山梨県においても、福井県や石川県での取り組みと同様に、結婚のための出会いサポートや、子どもを生み育てやすい環境づくりを地域一体となって進めていくため、子育て応援カードを交付する等の取り組みが行われている。今後は、子どもの人数が増えるほど、さらに手厚い子育て支援が受けられ、女性が安心して複数の子どもを持つことができるような施策展開を積極的に行っていくことが望まれる。

(3) 少子高齢社会に対応したまちづくりの推進事例

少子高齢社会に対応したまちづくりを推進するためには、既存の都市機能などのネットワークを活用し、働きやすい、住みやすい、学びやすい、子育てしやすい集約型の地域をつくりあげることが必要となる。そこで、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりへの取り組みをすでに実施している、主な他県事例を紹介する。

なお、山梨県においても、県民が路線バスや鉄道などの公共交通に関心を持ち、利用を促進するための PR イベント「やまなし公共交通フェスティバル 2014」が開催され、甲府市では、運転免許返納高齢者支援事業として、高齢等を理由に自主的に運転免許証を返納した 70 歳以上の人の対し、公共交通(路線バス)の利用促進を図るとともに、高齢者の交通安全対策としてバスカードを贈呈するなどの事業が行われている。

今後、県内全域で公共交通を軸とした少子高齢社会に対応したまちづくりを展開するためには、継続的な普及活動を行っていくことが必要である。

① 富山県

<県の現状>

総務省発表の人口動態調査(平成 26 年 1 月 1 日時点)によると富山県の人口は 1,091,603 人であり、前年調査から 0.61%の減少となった。このうち年少人口は 136,319 人(構成比率 12.49%)、生産年齢人口は 646,522 人(同 59.23%)、老年人口は 308,762 人(同 28.29%)であった。

老年人口の構成比率は全国で 9 番目に高い数字であり、今後は更に人口減少が進行することが懸念されている。

<県の施策>

富山県では人口減少、子育て・少子化への対策として「子ども政策・人口減少対策本部」を発足させ、子育て支援の他、企業誘致や県への定住、女性の活躍の促進などの政策を総合的に検討している。

富山県の平成 25 年度当初予算に掲げられている主要な施策は以下のとおりである。

▶ 仕事と子育て両立支援パッケージ推進事業

仕事と子育てが両立できる職場環境の整備を推進するため、県内企業・事業所に仕事と子育て両立支援推進員を派遣し、一般事業主行動計

面の更新時期を迎える企業及び未策定企業に対し、企業訪問や研修の開始による策定支援而立支援に関する相談・助言を行っている。また、特に優れた取り組みを行っている「元氣とやま！子育て応援企業」登録企業を訪問取材し、その取り組みをモデル事例としてホームページ等に掲載することにより、周知啓発を図るとともに、登録企業の要請に応じて、企業が自ら実施する両立支援やワーク・ライフ・バランス等をテーマとする企業内研修へ講師を派遣している。

さらに、働く人々や一般県民に対しても、働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の是正などの意識啓発を行っている。

▶ 男性の家事・育児参加促進事業

男性の家事・育児参加促進のため、フォーラムの開催や情報発信等により普及啓発を実施している。

▶ 富山駅周辺の整備

その他、富山駅及びその周辺地区について、北陸新幹線整備に合わせて連続立体交差事業により在来線を高架化し、南北一体的なまちづくりを推進している。

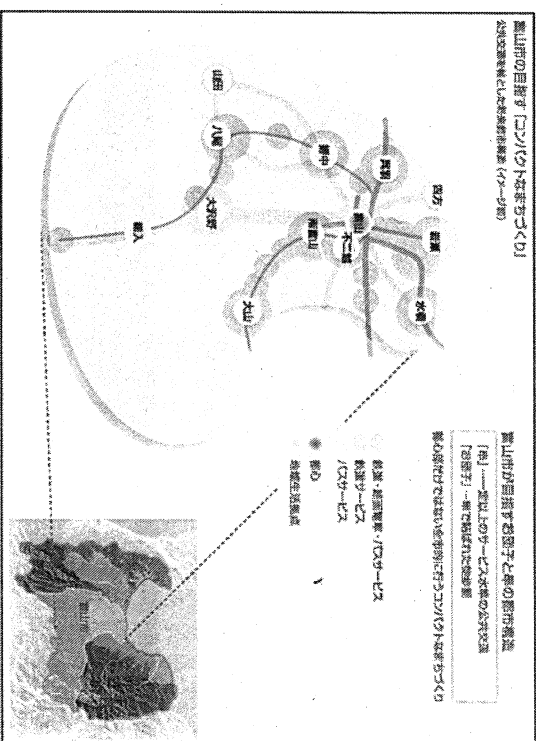
<代表的な市町村施策：富山市>

以下では、日経スマートシティコンソーシアムに掲載された平成 26 年 2 月 19 日の特集「コンパクトシティでまちも人も生き生き～富山市における公共交通を軸とした拠点集中型のまちづくり」を参考に、富山市における施策を紹介する。

(富山市のコンパクトなまちづくりの概要)

富山市では、上記の富山駅付近連続立体交差事業の都市計画設定に合わせて公共交通を活性化させ、その沿線に住居や商業などの都市の諸機能を集積させることで、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりの実現を目指している。平成 24 年 6 月には、OECD（経済開発協力機構）により、コンパクトシティの先進モデル都市にも選出されている。

図表 1-3 (3) ①-1 富山市が目指す「お団子と串」の都市構造



(出典：富山市 HRP「富山市都市整備事業の概要」より抜粋)

(コンパクトシティ構想の契機)

公共交通を軸としたまちづくりの契機となったのは、JR 西日本の富山港線を引継ぎ、LRT (ライトレールトランジット) としたことである。富山港線は本数が少なく、利便性も悪かったため、富山市は鉄道ではなく、低コストで敷設、運行できる日本初の本格的 LRT、すなわち次世代型路面電車として生まれ変わらせることにした。主に道路上の専用軌道を 1 両ないし数両編成で走行する低床車両の LRT は、高齢者や障害者にも利用しやすく、二酸化炭素 (CO2) 排出量や騒音も少ないため環境面でもメリットが大きいため導入を決めた。

(公共交通機関の整備と利用促進)

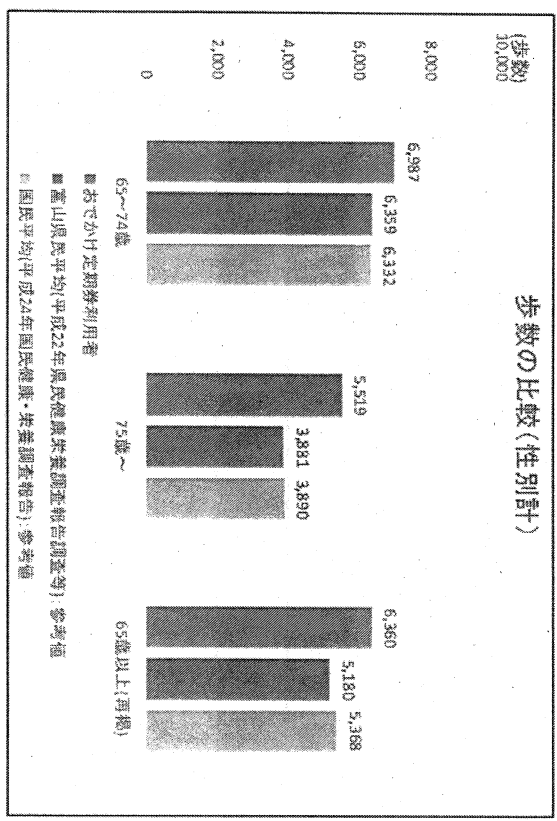
平成 18 年 4 月に「とやまライトレール」を開通し、運行本数を増やして終電の時間は遅くし、バリアフリーの電車停留所も以前の駅数より増設した。また、65 歳以上の富山市住民が 1 乗車 100 円で公共交通機関を利用することができる「おでかけ定期券」の発行に努め、LRT の利用促進を行っている。

(コンパクトシティ推進の主な成果)

まず、LRT 利用促進の成果として、住民のライフスタイルに変化が生じている。

その一つが日中の高齢者利用の伸長であり、富山市が「おでかけ定期券」の利用者を対象として調査を実施したところ、65歳以上の平均歩数は、6,360歩であり、全国平均を1,000歩近く上回っている。

図表1-3 (3) ①-2 おでかけ定期券利用者とは富山県民平均及び国民平均との比較



(出典：富山市HP「市長記者会見 平成26年9月1日」添付資料より抜粋)

次に、「グランドプラザ整備事業」として総曲輪(そうがわ)地区の再開発事業を実施し、平成19年9月に、地方中核都市の中でもトップクラスの品揃えと、抜群のファッションセンスを誇る大型店の「総曲輪フエリオ」が開業、合わせて全天候型の多目的広場「グランドプラザ」、立体駐車場「ランバークン」[CUBY]を同時にオープンさせ、中心市街地の核を形成している。

また、中心市街地への公共投資が民間投資を誘発、マンションの建設ラッシュや第一種市街地再開発事業が自自押しとなり、中心部の地価は横ばい、沿線地価も下げ止まりをみせている。中心市街地の人口も、平成17年には11.8万人と富山市全体の28%だったのが、平成25年には13.5万人、32%に増加し、沿線人口も転出から転入超過に転換した。

② 熊本県

<県の現状>

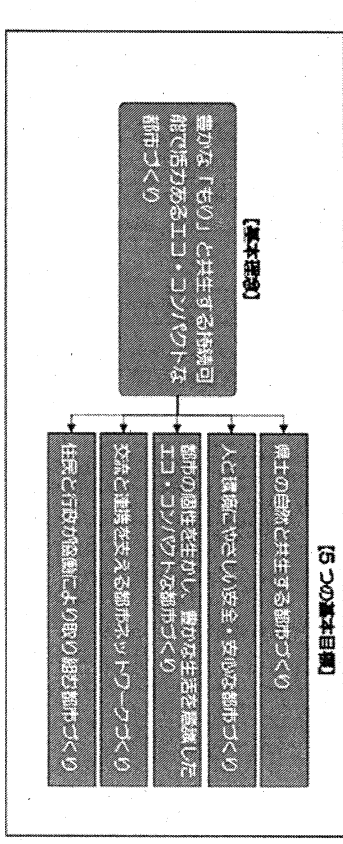
総務省発表の人口動態調査(平成26年1月1日時点)によると熊本県の人口は1,825,120人であり、前年調査から0.37%の減少となった。このうち年少人口は248,631人(構成比率13.62%)、生産年齢人口は1,085,972人(同59.50%)、老年人口は490,517人(同26.88%)であった。

年少人口の構成比率は全国で7番目に高い数字であるものの、同県も少子高齢化により人口減少が続いており、県HPの統計アラカルトでの公表では、平成26年2月時点で県民人口が180万人を下回った。

<県の施策>

熊本県では、都市計画区域において基本となる都市づくりの考え方を示す都市計画区域マスタープラン基本方針を平成15年に策定した。その後、平成25年度に同方針を改訂し、人口や経済活動が縮小するこれからの社会情勢を踏まえ、将来世代にわたって持続可能な都市を構築するために、「エコ・コンパクトシティ」を都市づくりの基本理念に追加した。熊本県では、行政コストを意識しつつ、これまで以上に適切な範囲で効果的かつ効率的に経済活動が実践できるように集中的な投資を行っている。

図表1-3 (3) ②-1 熊本県の都市づくりの基本目標



(出典：「熊本県 都市計画区域マスタープラン基本方針改訂版」から抜粋)

<熊本県内の主な都市計画事業>

➤ 熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業

熊本市が実施主体である、熊本駅前東 A 地区市街地内の熊本駅北
部線、新外線の街路整備に係る県分の負担を行う。

<代表的な市町村施策：熊本市>

熊本市では、政令指定都市移行後の新しい熊本づくりや、公共交通体系のあるべき姿について、市民の参画と協議で築く公共交通を基軸としたコンパクトなまちづくりに取り組むため、公共交通の将来像を描いた「公共交通のグランドデザイン」を平成 24 年 3 月に策定した。

当該グランドデザインは、人口減少や急速な高齢化が進む現状を踏まえて策定されたものであり、次のような取り組みが進められている。

「買い物や通院等、日常生活に必要な機能を有する市内 15 の地域拠点と、商業、業務など高度な都市機能が集積する中心市街地とを、鉄軌道など利便性の高い公共交通で結ぶとともに、これらの地域拠点への住まい誘導などを進めていくことで、多核連携型のコンパクトシティを実現し、加えて、市西南部の農村地域など、現在でも公共交通の利便性が悪い地域において、今後、より人口減少や高齢化が進むことが予想されていることから、これらの地域を中心に日常生活に最低限必要な移動を公共交通で確保できるよう、その環境整備にも取り組んでいくこととした。」(引用：熊本市都市建設局交通政策総室『公共交通を基軸とした熊本型コンパクトシティ』)

また、公共交通の維持・充実に取り組むにあたっては、公共交通に対する全市民的意識の共有化を図り、市・交通事業者・市民等が参画、協働する必要があることから、平成 28 年 4 月に、公共交通に特化した条例として全国初となる「熊本市公共交通基本条例」を施行した。

図表 1-3 (3) ②-2 公共交通のグランドデザイン



(出典：交通政策審議会地域公共交通部会資料「公共交通再生に向けた熊本市の取り組み」から抜粋)

(熊本市公共交通基本条例 (熊本県 HP より抜粋))

責務 (第 3 条～第 6 条)：市・公共交通事業者・事業者・市民の責務

【市の責務】

- ・市民及び事業者の参画と協働のもと総合的な施策を立案し実施
- ・施策を実施する際、当該施策に関する市民・事業者・公共交通事業者等の理解と協力を得る

・公共交通に関する市民意識の啓発

【公共交通事業者の責務】

- ・社会的な役割を自覚し、公共交通の利便性向上に努める

・公共交通の利便性向上に関する情報を、市民及び事業者に積極的に提供

【事業者の責務】

- ・公共交通に対する理解と関心を深め、本市が実施する施策に協力

・事業活動を行うにあたり、できる限り公共交通を利用

【市民の責務】

- ・公共交通に対する理解と関心を深め、公共交通の担い手のひとりであることを自覚し、本市が実施する施策に協力
- ・日常生活において、過度に自家用車に依存せず、公共交通を積極的に利用

熊本市では、「恵まれた自然や歴史・文化と機能性が高い都市空間が調和し、生活圏が連携することで、誰もが輝く都市をつくる」ことを目指してまちづくりを進めている。その一環として、人口減少・高齢社会に対応し、市民にとっても利便性が高い地域への居住を促進するため、熊本市 HP では、暮らしに必要な機能が集積し、公共交通の結節点に設定した「地域拠点」について、住宅情報と併せて情報提供している。

(4) その他（人口減少対策として参考となる事例）

高齢者福祉、少子化対策に直接的には関係しないが、今後の人口減少対策として参考となるその他の事例を紹介する。

山形県、高知県の事例は、若者の県外流出への対策として、学校教育において、生徒が地域との関わりを積極的に持つことで、地域振興や地域への愛着の醸成、地元での就職に結びついた事例である。「地域活性化の拠点として学校を活用した地域づくり事例調査」（総務省地域力創造グループ）地域自立応援課、平成 25 年 2 月）では、地域活性化の拠点として学校を活用した持続可能な地域づくりに成功しているモデル事例を紹介しているため、同調査で公表された事例から紹介する。

青森県の事例は、人口減少対策や地域の活性化を目的に、自治体や地元企業と協力して地方創成に取り組む大学の一例である。山梨県においても、山梨大学が県やワイン酒造組合等と連携して、食や農の研究プログラムを始めているが、参考までに首相官邸（まち・ひと・しごと創生本部）HP『文部科学省における地方大学活性化への取組①』から、他県の事例を紹介する。

① 山形県

～地元ものづくり産業の活性化を担う人材育成（山形県立長井工業高等学校）～

<取組のきっかけ>

長井市のものでづくりは、1990 年代半ばの製造業の海外シフトにより危機的状況に陥ったため、官民連携で地域内の基盤技術の強化等の取り組みを開始した。その中で地元中小企業の人材供給源である長井工業高等学校への人材育成支援策として、計測機器の提供、卓越した技能者の派遣等により、新任者教育を行おうとする施策が実施された。「長工生よ、地域を潤す源流となれ！」をスローガンとして、地域を扱う学習として、フラーワー長井線駅舎建設と周辺の環境整備、その存続利用拡大のために自作映画製作等を開始した。

<取組内容>

毎年、地域課題に応じたものでづくりに取り組んでおり、デジタル観光マップの開発、自助具の制作、電動カーのデモンストラクション、スポーツ少年団大会用メダルの作成、身体障害者用の離床センサー、車いすによる移動履歴把握システム、地元豆の選別機の開発等を実施している。

また、小中学校を対象に、ものでづくりの楽しさを教えるため、長井工業高等学校の